

ID: 574

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	私道の変更又は廃止の制限		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第45条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】 法第45条第1項の規定による。 (私道の変更又は廃止の制限) 第45条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。 法第43条第1項及び第2項 (敷地等と道路との関係) 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。 (1) 自動車のみの交通の用に供する道路 (2) 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの (2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの 3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第1項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。 (1) 特殊建築物 (2) 階数が3以上である建築物 (3) 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物 (4) 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第4節、第7節及び別表第3において同じ。)が1,000平方メートルを超える建築物 (5) その敷地が袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)にのみ接する建築物で、延べ面積が150平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)長門市建築基準法施行細則第12条及び第13条			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 9 月 25 日